

春日市都市計画審議会委員 応募要領

応募期間 令和6年3月22日（金）～4月19日（金）

※郵送の場合：当日消印有効

【問合せ先】

春日市 都市整備部

都市計画課 計画担当

電話 092-584-1111（内線3504）

Eメール tosi@city.kasuga.fukuoka.jp

春日市都市計画審議会委員応募要領

1 公募目的

春日市では、都市計画法第77条の2に基づき都市計画審議会を設置し、都市計画に関する調査・審議を行っています。本審議会では、広く市民の意見を都市計画に反映することを目的として、構成委員に市民を加えることとしています。

この度、市民委員の任期が満了することに伴い、新たに市民委員を募集します。

2 審議事項

本審議会は、次に掲げる事項について調査・審議します。

- (1) 法によりその権限とされた事項
- (2) 県が決定する都市計画について、市が提出する意見に関する事項
- (3) 市長が諮問する都市計画に関する事項

3 委員の構成

学識経験のある者4人、市議会の議員4人、県の職員1人、市民4人の合計13人で構成しています。

4 開催回数

審議の必要に応じて、年間1～3回程度の範囲で平日日中に開催します。

5 応募者の要件

「令和6年7月1日時点の年齢が18歳以上の市民」とします。

ただし、「本市において同時に2を越える附属機関の委員として現に就任されている方、就任を予定されている方」または「過去、審議会に就任されておりその在任期間が12年に達している方」は除きます。

6 任期

令和6年7月1日から令和10年6月30日まで（4年間）

7 報酬等

報酬	開催日1日当り	6,500円
費用弁償	開催日1日当り	1,000円

8 公募人数

4人

9 申込方法

申込期間内に次に掲げる書類各1部を、郵送・Eメール・持参のいずれかの方法により都市計画課に提出してください。

- (1) 応募申込書（様式1）
- (2) 課題小論文

<課題>

「将来にわたって持続可能な春日市とするために必要な都市政策とは」

<作成上の注意事項>

- ① 自身の経験や経歴を基に、課題に沿ってこれからの春日市の都市政策（まちづくり）についての考えや意見、想いを1,200字程度で具体的に記述すること。
- ② 「原稿用紙に手書した文書」か「Word等文書作成ソフトで作成した文書」とする。
- ③ 用紙サイズは「A4判」とする。

10 応募期間

令和6年3月22日（金）から令和6年4月19日（金）まで（郵送：消印有効）

11 審査及び選考

都市計画審議会委員として適格であるかを判断するため、選考委員会が次の観点で書類審査を実施します。

- (1) まちづくりに関する考察力、提言力
- (2) まちづくり又は地域等における活動経験

また、必要に応じて電話による問合せや面接審査を行います。

選考結果については、応募者全員に通知します。

12 注意事項

- (1) 提出書類に虚偽の記載が認められた場合は、委員就任後であっても任命を取り消す場合があります。
- (2) 受理した提出書類は、理由の如何を問わず一切返却しません。

13 提出先・問合せ先

〒816-8501

春日市原町3丁目1番地5

春日市都市整備部都市計画課計画担当 武本

電話 092-584-1111（内線3504）

Eメール tosi@city.kasuga.fukuoka.jp